

平成23年度第3回天理市地域公共交通活性化協議会議事録

平成23年11月28日(月)
午後2時～午後3時15分
天理市庁舎5階 533A会議室

【開会】午後2時	
司会(部長)	<p>平成23年度第3回天理市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日進行を務めさせていただきます、事務局の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、当協議会会長でございます南天理市長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長(市長)	<p>こんにちは。ご多用の中ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>今回は天理市のデマンドタクシーの運行計画等について協議していただきました。今日はデマンドタクシーの実証運行事業者の決定等について協議をお願いするところでもあります。この頃、町のあちこちでデマンドタクシーの運行がどうなっていますかという声を聞いています。そのような中で、皆様のお力を拝借して実証運行を、そして本運行につながりますようにお力添えをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会(部長)	<p>ありがとうございました。それでは配付資料のご確認をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・出席者名簿 ・協議会規約の一部改正(案)について(資料1) ・天理市デマンド型乗合タクシー実証運行事業者の決定について(資料2) ・停留所予定箇所(資料3) <p>それでは、これより議事に移らせていただきます。協議会規約第9条第1項の規定によりまして、会長が議長の任にあたることになっております。それでは会長、議事進行のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長(市長)	<p>会則に従いまして、私が議長役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、協議会の規約改正について事務局から説明してください。</p>
事務局(次長)	<p>議題(1)資料1について説明</p>
議長(市長)	<p>委員の役職変更と団体の内部組織変更による改正です。ご了解いただいでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。次に議題(2)資料2について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(補佐)	<p>議題(2)資料2について説明</p>
議長(市長)	<p>議題(2)について報告がございました。質問、意見どうでしょうか。</p>

タクシー協会 (岩橋氏)	時間で運賃を計算されているのですが、異論を申し上げる訳ではないのですが、タクシーの場合は総合距離を距離メーターで運賃を出しておりますので、算出される時にその辺りは加味されていないのかなと思ひまして、所要時間だけで算出されているのですが、その辺、私共タクシーは時間制についてありますのは、冠婚葬祭で、走行が葬儀場とご自宅の間しか走りませんけども、その時間は拘束されるので、走行距離になじまないというところで、距離によりがたいだろうと言うことの趣旨で時間制について設定されております。その辺は金額でわかりませんが、考慮して組み立てられているのですか。
事務局(次長)	確かに価格を決めるにあたって距離的なものも参考にしました。初乗りが1500mいくらか、以後何mごとに何十円ということでも計算はしていったのですが距離で計算すると、かなり時間で計算するよりも高額な価格になってくる。その中でどちらを基準とするかを考えて、時間を参考基準価格とさせていただきたいと考えた訳であります。他市の状況も踏まえて、時間の方がより近い基準になるのではないのかなということもありましたので、時間を基準にさせていただきました。しかし、これはあくまで参考の基準ですので、これが全てではないと思っております。評価の観点の一つの基準とさせていただいたとご理解いただきたいと思います。
議長(市長)	他市も参照して考えたということによろしいでしょうか。
事務局(次長)	他市だけではないのですが、時間を基本にする中で距離をみてはみたんですが、距離でいくとかなりの料金になってきますし、その中で距離と時間をみた場合、時間の方が近いということがありましたので、時間というところを基準としましたことをご理解いただきたいと思います。
タクシー協会 (岩橋氏)	近いというのは、何に近いのですか。
事務局(次長)	他市の契約している料金が、距離を基準にするよりは、時間の方が近いということですが。
タクシー協会 (岩橋氏)	距離で考えた場合の資料を出されてみても、いいのではないかなと思うのですが。
事務局(補佐)	市内は時間がかかってしまい、東エリアはかなりの距離がある。同じ走らすにしても距離をとるか、時間をとるかというところが、どちらか一方に決められないというところもありまして、今回については時間にさせていただきたいということです。
タクシー協会 (岩橋氏)	おっしゃる通りですが、時間、距離でなじまないのだから時間でいくのはどうかと思うのですが。
事務局(次長)	北地区で天理駅～よろづ相談所～市役所～イオン～市立病院～櫛本団地を回って同じようなルートで戻ると16.5kmくらい、時間的には1時間かからないくらい。その16.5kmを、距離料金で計算しますと 円位かかります。同じようなことが東にもいえて、東だともっとかかります。時間で計算するのと、距離で計算するのでは差がでてくる。そのような中で、真ん中を基準にしたらいとおっしゃっているのかわかりませんが、例えば16.5kmを1時間弱のところ、

	<p>1 運行往復して 円位かかること、それをどうとるのか。一般的に考えて、その時間帯に行って帰って 円は非常に高いのではないかなと判断されるのではないかなと。そのようなこともありまして、 円が参考基準価格としては妥当ではないかなと判断させていただいております。</p>
<p>タクシー協会 (岩橋氏)</p>	<p>意見は適正価格ということをお願いだけなのです。高くしろ低くしろとかいうわけじゃないので。乗合タクシーをすることについて、事業者を圧迫してもだめでしょうし、住民の方に負担をかけてもいけませんので、適正な価格、合理的で持続可能な価格。どちらが無理しても負担がかかっても続かないと思いますので、持続して長くするためには原価を守られる適正な価格はどの辺になるのかなと。 円では高すぎるから 円にした説明ではちょっとね。併用されて計算をして結果的にこうなりましたという方がいいかなと思います。</p>
<p>事務局(次長)</p>	<p>この価格についてなんですけども、参考基準でありまして、これが全てではありません。この価格より高いから契約しない、安いから契約するというものではないです。市として今回は業者から出された金額を比較するにあたっての基準とさせていただいたということなので、この価格で契約するという事ではないことをご理解いただきたい。</p>
<p>議長(市長)</p>	<p>1つの業者が今回のデマンドタクシーの運行に1番近い存在の業者になったということですね。これから運行になっていきますと、例えばルートにより金額は出てくるわけですね。</p>
<p>事務局(次長)</p>	<p>例えば、今は停留所が決まっておりますので、停留所を最大4箇所回って、それから機本に行って戻ってきて、また4箇所回ったとすると先程言った距離くらいになるかと思えます。この距離でいくと、 円くらいかなと話をしていたのですが、あくまでここで言っているのは1社を選定するにあたり、一応基準を持っておかないといけないので決めさせていただいたのですが、契約は交渉権第1位になったところと、事業のやり方や金額などを含めて随意契約をやっていくということになりますので、市で決めた基準がそのままになる場合も、ならない場合もあるということです。あくまで、市でプロポーザルをやるにあたっての基準価格になります。基準価格がいいかげんだという指摘だと思うのですが、それにあたって時間と距離があった中で一応時間ということやらしていただいたのです。</p>
<p>タクシー協会 (岩橋氏)</p>	<p>その考え方でいいと思うのですが、資料の中に金額が表示されていますので、この金額が伏せられていたら問題はないのですが、基準価格になりはしないかなと。ご承知だと思いますけど、運賃は協議会で決めた運賃が運賃となりますので、必ずしもタクシーの時間貸しの料金がベースになるわけでもないし、距離制の運賃がベースになるわけではない。</p>
<p>事務局(次長)</p>	<p>契約の金額のことをおっしゃられていますか。運賃のことをおっしゃられていますか。</p>
<p>タクシー協会 (岩橋氏)</p>	<p>決められた額は参考になるものさしですよ。ものさしも決める時には時間制だけで決められていますので、距離制も含めて積算されたのでしょうか。</p>

事務局（次長）	運賃については、お客様に払ってもらうのは300～500円ということをご理解いただいていると思います。協議会と事業者と年額いくらで契約していくかというところで、契約金額の設定の根拠という話であって、利用者に支払ってもらう運賃とは違いがあります。
タクシー協会（岩橋氏）	ベースになる 円という金額がでていますが、これは契約金額のものさしですよね。正確ではなくとも、それを時間だけで算出するのはどうかと。
事務局（次長）	選定する評価項目がいくつもある中の一つの項目です。この金額で契約するというのではないということをご理解いただきたい。
タクシー協会（岩橋氏）	理解はしていますけど、金額が出ていますので、事業者間との契約においてもこの額が影響しますよね。役所でいう予定価格ですよね。公表されるとそう思いませんか。出てこなかったらいいと思うのですよ。極端な話、選考委員会だけの資料としてお作りになって持っておられるのだったらいいと思います。選考委員会の資料は公表されていますので。
事務局（次長）	例えば、本市と協議会の契約が他市デマンドタクシーを始めるところの1つの基準となってしまう恐れもあることも踏まえてですか。
タクシー協会（岩橋氏）	いいえ、そんなことはないです。すでにプロポーザルで選定された業者が1社ありますよね。この業者はこの資料に基づくわけですから、 円を予定価格というふうなご理解にはならないかという件についてです。
事務局（次長）	基本的には予定価格と考えてないのですが、事業者からの値段は出てきているわけで、事業者は自分の値段を持っているわけでございます。市も値段をもっているのですが値段だけで契約するというようなことはありません。
タクシー協会（岩橋氏）	予定価格がこれになりませんかということですね。
事務局（次長）	あくまでも選定した第1交渉の業者と改めて随意契約していくというところでございますので、この価格だけで、あとはそのまま随意契約というわけではないです。
タクシー協会（岩橋氏）	何度もいいますが、数字が出てなければいいのですが、金額が出てしまっているんで、出すとこれは時間だけで算定した金額になりますので。その辺の誤解を招かないかと。
議長（市長）	これが1つのものさしとして動いていくと、そのご心配ですね。
タクシー協会（岩橋氏）	天理市ではね。高いか安いかわかりませんが。
議長（市長）	素朴な質問なのですが、お客様が3人乗りならA地点まで乗った人からもらう金額は決まっているのですよね。あとは事業者と協議会の話になるのですよね。多い少ないは調整するとかはないのですか。1運行でルートを回った結果、タクシー会社が受け取りでもらったお金と市の差し引きの額がでてきますよね。その時にタクシー会社の方が、思っていたより安く終わった。市の方がたくさんかったというようなことも出てくる。それは調整しないとだめなのですね。それを1運行でいくりにするのですか。

事務局（次長）	<p>実際に考えているのは1運行いくらということです。例えば会長のおっしゃる通り3箇所回ります。そこで額が4,000円になった。4,000円から利用者3人で1,200円引きました。これを1回1回計算すれば、きっちりとした金額が出てくる。ただ、これは全ての距離も出してもらわないといけないということもありまして、今回は多い時もある少ない時もあるという中で、どれくらいの価格がかかるであろうということで、1運行あたりの金額を出したのです。そういう状況ですので1回の時もあれば、4地区回る時もあるという中で、どこに金額を設定していくのか、非常に難しい問題です。そんな中でどういうふうな出し方があるのを考えた中で、時間を参考にしたのです。2年目以降について、どういう契約のやり方をするか、例えば1回ずつ細かく出してできるのかという問題はありますけど、出せばきっちりとした額がでできます。また、一年間実証運行の結果を踏まえて、だいたいどれくらいの箇所を回っているのかなどが出てくると思います。そうなってくるとおのずと価格は現実に近いものになってくるのではないかと考えております。</p>
議長（市長）	<p>それが1つのものさしになっていく。そのことについてご意見ないですか。</p>
タクシー協会（岩橋氏）	<p>あまり時間をとって申し訳ないので、参考価格が予定価格にならないようにだけご配慮願います。</p>
議長（市長）	<p>1年の間にまた中身の検討をしてはどうですか。すると実態が解ってくると思います。それでよろしいでしょうか。只今、事務局から実証運行の事業者の決定と基本的な考え方について説明してもらいました。この件についてよろしいでしょうか。他はよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>議題（3）について説明してください。</p>
事務局（次長）	<p>議題（3）資料3について説明</p>
議長（市長）	<p>議題（3）について停留所の予定箇所、利用促進策として割引回数券を発行すること、割引料金が適用される介助人については1人の介助につき1人のみを対象とすることの説明がありました。何か意見よろしいでしょうか。</p>
奈良県土木部（能登氏）	<p>エリアの設定は停留所の数を考慮して設定されたのでしょうか。停留所の数が増えると移動が多くなりますが、時間や距離を考慮しながら設定されたのですか。</p>
事務局（次長）	<p>町に1箇所ではなくて、集落・人のかたまりの中で1箇所を考えたということでございます。停留所の設置状況により許可が下りないということでしょうか。</p>
奈良県土木部（能登氏）	<p>いいえそうではなく、運行の設定が広がって端から端まで回られて、停留所の数も増えてくるとなると、運行のネットワークの効率が難しくならないですか。</p>
事務局（次長）	<p>停留所は最大でも4箇所しか回れませんし、4人しか乗れませんので。</p>
奈良県土木部（能登氏）	<p>金額の設定については時間や距離だけでなく、停留所のことにも考慮する必要があります。</p>
事務局（次長）	<p>把握したうえで、価格の設定をしたわけなのですが。</p>

天理市建設部 (中畑氏)	東西南北のエリアごとに運行時間が設定されているが、北エリアが9分で西エリアは18分かかるのに金額が同じなのはなぜですか。
事務局(次長)	北エリアは他のエリアと比べて回る箇所が多いと予想したからです。
天理市建設部 (中畑氏)	時間で価格設定されているはずなのに、違和感があるのですが。
事務局(次長)	北エリアにおきましては、乗合が頻繁におこなわれるのではないかと想定いたしました。
天理市建設部 (中畑氏)	他のエリアでも同じではないか。
事務局(次長)	乗合が一番多いのが北エリアだと想定しておりますので。
議長(市長)	あくまで実証運行なので、これから本当の姿に近づけていくようにしましょう。
事務局(次長)	金額は参考基準価格を参考に、今後、業者との話の中で決めていきたいと思えます。また、1年で運行の中身がわかってくるので、その後はそれも踏まえて契約していきたいと考えています。なお、先ほどの話に戻りますがホームページに載せる時は参考価格を省いて載せるということによろしいでしょうか。
タクシー協会 (岩橋氏)	それでよろしいと思えます。
議長(市長)	よろしいでしょうか。その他特にご意見ございませんか。では、本日の会議、長時間ご審議ありがとうございました。
司会(部長)	ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成23年度第3回天理市地域公共交通活性化協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。